

石川県省エネ設備等導入支援事業管理運営業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 目的・趣旨

電気代や燃料費の高騰による経営圧迫や、欧州を中心とした環境規制強化の流れを受け、企業における省エネ・脱炭素化に向けた取組は急務。県内企業の省エネに資する設備投資等を支援し、省エネ・脱炭素化の取組を加速化する、石川県省エネ設備等導入支援事業の管理運営業務を委託するにあたり、その受託者を選定するための公募型プロポーザルを以下に基づき実施する。

なお、本プロポーザルは、令和7年第4回(12月)石川県議会定例会の予算議決前の準備行為として実施するものであり、議会における予算の否決・減額等があったときは、本プロポーザルについて実施の効力を失う場合がある。

2 委託事業の概要

- (1) 業務名：石川県省エネ設備等導入支援事業管理運営業務
- (2) 業務内容：別途提示する仕様書のとおり
- (3) 履行期間：契約締結日から令和9年2月26日（金）まで
- (4) 委託料 20,000千円以内(消費税及び地方消費税含む)

※提案を受けた委託料とは別に、契約手続きの中で予定価格を設定する。

※申請件数が想定(100件)を大幅に超過した場合、県は、委託料の見直しについて協議に応じる場合がある。

※なお、この事業で必要となる支援金原資380,000千円〔不課税〕を別途資金として交付する

3 本プロポーザルへの応募資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たした者とする。

- (1) 石川県内に事業所（本社又は支社等）を有していること。
- (2) 仕様書に基づく業務を遂行するに十分な能力及び実績を有していること。
- (3) 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと
- (4) 次に掲げる条件のすべてに該当すること。
 - ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ・本プロポーザル実施に係る告示開始日から実施要領に記載する企画提案書の提出期限の日までにおいて、石川県競争入札参加資格の停止期間中でないものであること。
 - ・会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て及び

民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 条）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更正手続き開始、又は民事再生法に基づく再生手続き開始の決定を受けている者は、申立てがなされていないものとみなす。

・企画提案書の提出期限の日までに納期が到来する国税及び都道府県税を滞納していないものであること。

・次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していること

4 募集方法

石川県のホームページに公募型プロポーザルを実施する旨の案内を掲載する。

5 質問の提出及び回答

プロポーザル実施要領及び仕様書に関する質問がある場合は、次のとおり提出すること。

（1） 提出期限

令和 7 年 1 月 18 日（木） 17 時まで

（2） 提出方法

質問書（様式 1）を電子メールにより、「10 問い合わせ先」まで提出したうえで、到達確認のための電話を行うこと。

（3） 質問事項の回答

提出期限後にプロポーザル参加申込書を提出した者全員に対し、受付した質問内

容及びその回答を電子メールで通知する。ただし、質問又は回答の内容が軽微な場合や、質問者の具体的な提案内容に密接に関わる場合等においては、質問者に対し個別に回答することがある。

(4) 説明会は開催しない。

(5) その他

以下の質問については、受け付けない。

ア 審査基準の配点に関する質問

イ 他の応募者に関する質問

ウ 審査員に関する質問

エ その他、プロポーザルに参加する者として適切でない質問

6 参加申込書及び企画提案書等の提出

(1) 提出期限：プロポーザル参加申込書 令和7年12月25日（木）17時必着
企画提案書等 令和8年1月8日（木）17時必着

(2) 応募方法：メール、持参又は郵送

(3) 提出書類：下表のとおり

提出書類	形式	様式 (規格)
①参加申込書	A4	様式2
②企業概要	A4	様式3
③企画提案書 ・業務実施体制とスケジュール ・類似業務の過去実績 ・見積金額(項目毎の内訳・詳細を記載)	A4	様式任意 ※20枚以内
④応募資格等確認用書類(写し可) ・法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書) ・県税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書 (県税にあっては県税事務所又は県総合事務所 税務課が発行する納税証明書、法人税、消費税及び 地方消費税の滞納がないことの証明書にあっては、税務署が発行する納税証明書(その3の3 など)) ・直近の決算書 ・定款又 ・誓約書	—	— ※誓約書について は 様式4

(4) 提出先：下記「10問い合わせ先」に同じ

- (5) 留意事項：①提案者（法人）が複数の企画提案をすることは認めない。
②本審査に係る経費は全て提案者の負担とする
③本公募で知り得た内容については、無断で使用しないものとする。
④(3) 提出書類における「業務実施体制」については、再委託先がある場合は、これを明確にし、その業務内容及び再委託金額を明記すること。

参加辞退：プロポーザル参加申込書の提出後に企画提案への参加を辞退する場合は、電子メールにより令和8年1月8日（木）17時までに辞退する旨を連絡すること。その上で、送付した旨の電話連絡をすること。

7 審査方法

(1) 選定方法

下記「(2) 審査基準」に従い、石川県が設置する選定委員会において本企画提案公募の申込みがあった事業者から提出された企画提案書等に基づき書面審査を行い、総合的に最も優れた提案をした事業者を委託候補者とする。なお、必要に応じて追加の資料や説明を求める場合がある。

※プレゼンテーションは実施しない。

(2) 審査基準

評価項目	業務実施体制 (個人情報の保護・機密保持、危機管理体制を含む)	必要な人員を確保し、本業務を安定的かつ効率的に実施できる体制が提案されているか。
	類似業務の実績	過去に同様の業務を実行した実績を有しているか。
	提案内容の適格性	業務の手順・手法が適当で実現性があるか。
	業務を実施する際の工夫	本業務を実施するに当たり、安定的かつ効率的に実施するための工夫が見られるか。
	見積金額	内容に鑑み適正なものとなっているか。

(3) 優先交渉権者の決定及び選考結果通知

- ① 審査において総合的に評価し、最も優れた者を特定する。
② 審査結果（書類選考結果含む）は各提案者に文書をもって通知する。

(4) その他

決定経緯及び決定理由等に関する問い合わせには応じない。

8 契約締結について

- (1) 県は、審査で特定した最も優れた者と契約締結の協議（企画提案書等の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議を含む。）を行い、見積書を徵して契約を締結する。
- (2) 契約内容は、仕様書及び提案書に基づいて決定する。ただし、仕様書に変更が生じる可能性があることから柔軟に対応すること。

9 スケジュール

- | | |
|----------------|------------------|
| (1) ホームページ公示 | 令和7年12月11日(木) |
| (2) 質問書提出期限 | 令和7年12月18日(木)17時 |
| (3) 参加申込書提出期限 | 令和7年12月25日(木)17時 |
| (4) 参加辞退届提出期限 | 令和8年1月8日(木)17時 |
| (5) 企画提案書等提出期限 | 令和8年1月8日(木)17時 |
| (6) 審査結果通知 | 令和8年1月中旬 |
| (7) 業務委託契約締結 | 令和8年1月下旬 |

10 問い合わせ先

石川県商工労働部産業政策課次世代産業創造グループ

担当：出雲・松田

住所：〒920-8580 石川県金沢市鞍月1-1

電話：076-225-1513(平日午前9時から午後5時まで（土日・祝日除く）)

FAX：076-225-1514

メールアドレス：sanren-sd@pref.ishikawa.lg.jp